

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第2（第3条関係） [略] 23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第10条第1項の <u>動物取扱業</u> の登録 （2） 法第11条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の <u>動物取扱業者登録簿</u> への登録 （3） 法第11条第2項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の登録の通知 （4） 法第12条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の登録の拒否 （5） 法第12条第2項（法第13条第2項、 <u>第14条第3項</u> 及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の登録の拒否の通知 （6） 法第13条第1項の登録の更新	別表第2（第3条関係） [略] 23の11 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第10条第1項の <u>第一種動物取扱業</u> の登録 （2） 法第11条第1項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の <u>第一種動物取扱業者登録簿</u> への登録 （3） 法第11条第2項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の <u>第一種動物取扱業</u> の登録の通知 （4） 法第12条第1項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の <u>第一種動物取扱業</u> の登録の拒否 （5） 法第12条第2項（法第13条第2項、 <u>第14条第4項</u> 及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の <u>第一種動物取扱業</u> の登録の拒否の通知 （6） 法第13条第1項の <u>第一種動物取扱業</u> の登録の更新

- (7) 法第14条第1項及び第2項の届出の受理
- (8) 法第15条の動物取扱業者登録簿の閲覧
- (9) 法第16条第1項の廃業等の届出の受理
- (10) 法第17条の登録の抹消
- (11) 法第19条第1項の登録の取消し又は業務の停止の命令
- (12) [略]
- (13) 法第23条第1項及び第2項の勧告
- (14) 法第23条第3項の勧告に係る措置の命令
- (15) 法第24条第1項の報告の徴収又は立入検査
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]

- (7) 法第14条第1項から第3項までの変更等の届出の受理
- (8) 法第15条の第一種動物取扱業者登録簿の閲覧
- (9) 法第16条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の廃業等の届出の受理
- (10) 法第17条の第一種動物取扱業の登録の抹消
- (11) 法第19条第1項の第一種動物取扱業の登録の取消し又は業務の停止の命令
- (12) [略]
- (13) 法第22条の6第2項の届出の受理
- (14) 法第22条の6第3項の検案書又は死亡診断書の提出の命令
- (15) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の勧告
- (16) 法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の勧告に係る措置の命令
- (17) 法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の報告の徴収又は立入検査
- (18) 法第24条の2の第二種動物取扱業の届出の受理
- (19) 法第24条の3第1項及び第2項の変更等の届出の受理
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) 法第25条第3項の措置の命令又は勧告
- (23) [略]
- (24) [略]
- (25) [略]

(21) [略]	
(22) [略]	
(23) [略]	
(24) [略]	
[略]	
36の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付 (3) 省令第2条第8項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の届出の受理 (4)～(7) [略]	[略]
[略]	

(26) [略]	
(27) [略]	
(28) [略]	
(29) [略]	
[略]	
36の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 省令第2条第6項の登録証の再交付  (3) 省令第2条第8項の届出の受理  (4)～(7) [略]	[略]
[略]	

2 別表第2（第3条関係）

[略]	
2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛

別表第2（第3条関係）

[略]	
2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫

卷町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

[略]

2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施

盛岡市、宮

石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

[略]

2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施

盛岡市、宮

行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村

行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町

、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

2の12 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高

、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

2の12 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高

田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

[略]

3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、葛巻町、滝沢村、西和

田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

[略]

3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、西和

	賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村及び洋野町
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町及び平泉町
[略]	
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。	花巻市、久慈市、遠野市、一関市、奥州市、雫石町、岩

	賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村及び洋野町
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町及び平泉町
[略]	
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。	花巻市、久慈市、遠野市、一関市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、雫

(1)～(12) [略]	手町、 <u>滝沢村</u> 、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>大槌町</u> 及び <u>一戸町</u>
--------------	---

[略]

6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、 <u>矢巾町</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 及び <u>普代村</u>
---	--

[略]

6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、雫石町、 <u>滝沢村</u> 、 <u>紫波町</u> 及
--	--

(1)～(12) [略]	石町、岩手町、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>大槌町</u> 及び <u>一戸町</u>
--------------	--

[略]

6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>矢巾町</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 及び <u>普代村</u>
---	---

[略]

6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、 <u>滝沢市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>紫波町</u> 及
--	---

	び矢巾町を除く。)
[略]	
11の3 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	雫石町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、矢巾町、西和賀町、山田町、岩

	び矢巾町を除く。)
[略]	
11の3 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩

	泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
14 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（6） [略]	雫石町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
[略]	
14の7 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、矢巾町、

	泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
14 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（6） [略]	雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町
[略]	
14の7 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、

西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

14の8 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師  
法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免  
許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に  
関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮  
古市、大船  
渡市、遠野  
市、陸前高  
田市、釜石  
市、二戸市  
、八幡平市  
、奥州市、  
雫石町、葛  
巻町、岩手  
町、滝沢村  
、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項にお  
いて「法」という。）に基づく次に掲げる事務  
（1）～（7） [略]

雫石町、葛  
巻町、岩手  
町、滝沢村  
、紫波町、  
矢巾町、西

西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

14の8 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師  
法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免  
許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に  
関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮  
古市、大船  
渡市、遠野  
市、陸前高  
田市、釜石  
市、二戸市  
、八幡平市  
、奥州市、  
滝沢市、雫  
石町、葛巻  
町、岩手町  
、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項にお  
いて「法」という。）に基づく次に掲げる事務  
（1）～（7） [略]

雫石町、葛  
巻町、岩手  
町、紫波町  
、矢巾町、  
西和賀町、

和賀町、金ケ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町

[略]

17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。）

(1)～(15) [略]

遠野市、一関市、奥州市、雫石町、葛巻町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、普代村及び洋野町

[略]

17の4 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市

金ケ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町

[略]

17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。）

(1)～(15) [略]

遠野市、一関市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、普代村及び洋野町

[略]

17の4 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市

、奥州市、  
雫石町、葛  
巻町、岩手  
町、滝沢村  
、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

[略]

19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮  
古市、大船  
渡市、遠野  
市、陸前高  
田市、釜石  
市、二戸市  
、八幡平市  
、奥州市、  
雫石町、葛  
巻町、岩手  
町、滝沢村  
、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普

、奥州市、  
滝沢市、雫  
石町、葛巻  
町、岩手町  
、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普  
代村

[略]

19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮  
古市、大船  
渡市、遠野  
市、陸前高  
田市、釜石  
市、二戸市  
、八幡平市  
、奥州市、  
滝沢市、雫  
石町、葛巻  
町、岩手町  
、矢巾町、  
西和賀町、  
山田町、岩  
泉町、田野  
畑村及び普

		代村
[略]		
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村	
[略]		
22の3 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	雫石町、岩手町、 <u>滝沢村</u> 、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田	

		代村
[略]		
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村	
[略]		
22の3 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉	

	町、岩泉町、野田村及び一戸町
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西

	町、野田村及び一戸町
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、

和賀町、金ケ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町

[略]

32 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（7） [略]

雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町

[略]

36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの

市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町及び矢巾町を除く。）

[略]

金ケ崎町、大槌町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町

[略]

32 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（7） [略]

雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町

[略]

36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの

市町村（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町及び矢巾町を除く。）

[略]

<p>37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1)～(21) [略]</p>	<p>宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、<u>雫石町、滝沢村</u>、軽米町及び九戸村</p>
<p>[略]</p>	
<p>44 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>市並びに雫石町、岩手町、<u>滝沢村</u>、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町</p>
<p>[略]</p>	
<p>46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市</p>

<p>37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1)～(21) [略]</p>	<p>宮古市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市、<u>滝沢市</u>、雫石町、軽米町及び九戸村</p>
<p>[略]</p>	
<p>44 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>市並びに雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町</p>
<p>[略]</p>	
<p>46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市</p>

、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町

[略]

48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田

、二戸市、滝沢市、雫石町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町

[略]

48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、滝沢市、雫石町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田

		村及び洋野 町			村及び洋野 町
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）附則第3条第2項の規定による届出の受理及び同法附則第8条第1項の規定による届出の受理に係る事務については、この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の23の11の項に規定する市町村が処理することとする。